

総行市第102号
平成20年4月28日

各都道府県
住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

住民票の写し等の交付に関する質疑応答集について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第76号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第38号）及び戸籍の附票の写しに関する省令の一部を改正する省令（平成20年総務省・法務省令第1号）の施行に関し、職務上の参考とするため、別添のとおり「住民票の写しの交付に関する質疑応答集」をとりまとめましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき助言します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

なお、別添においては、改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）を「法」と、改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令「住民票省令」と記載しています。

住民票の写し等の交付に関する質疑応答集

(問1) 国公立大学や私立大学の学生証を住民票省令第5条第2号に規定する「市町村長が適当と認める書類」として取扱うことは可能か。

(答) 差し支えない。

(問2) 現に請求の任に当たっている者と職員とが顔見知りである場合、こうした面識を利用することで、住民票省令第5条第2号に規定する「市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法」に該当するとして、本人確認ができたものとしてよいか。

(答) 最終的には市町村長の判断になるが、本人確認書類の提示が困難であり、かつ交付の緊要性が認められる場合などやむを得ない場合においては、あり得るものと考えられる。この場合において面識により本人確認を行った旨及び本人確認を行った職員の氏名等を請求書に記録するのが適当である。

(問3) 本人等（本人又は本人と同一の世帯に属する者。以下同じ。）から、法第12条第5項に規定する特別の請求があった場合、本人等請求においては、基本的に請求事由を明らかにすることを要しないものとされているが、使途により記載が認められる事項が異なるため、使用目的を任意に聞くことは差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問4) 本人等請求において、住民票の写し等の送付を求める場合は、請求者の住所に送付することが原則であるが、請求者の側で勤務先を送付先に指定している場合、所在地の確認は必要か。必要な場合、どのようにして確認すべきか。

(答) 勤務先の所在地の記載のある社員証の写し等により、所在地の確認と請求者本人の所属を確認をすることが考えられる。確認できない場合は、請求者の住所あてに送付することが適当である。

(問5) 本人等の代理人として住民票の写し等の交付を請求する場合、法定代理人の場合は戸籍謄本等の書類の提示又は提出を求めるが、法定代理人の本籍地が他の市区町村である場合には、当該本籍地市区町村に対し、電話により代理権の有無の確認を行ってよいか。

(答) 本籍地市区町村に対する電話確認は、個人情報保護の観点から、やむを得ない場合に限って、慎重に行うべきである。むしろ、電話で請求者本人を通話口に呼び出し、口頭で依頼の事実を確認するなどの対応が考えられる。

(問6) 本人等の代理人が住民票の写し等の交付を請求する場合に、請求書に

代理人等について記載する欄を設けた上、この書面上に請求者本人の自署又記名押印を求めることにより、委任状の提出に替える取扱いとしてよいか。

(答) 自署等があり、請求者の委任の意図が合理的に推測できるのであれば、別個の委任状にこだわらず、請求書自体を委任状に相当する書類として扱って差し支えない。

(問7) 委任状において、住民票の写し等の請求又は申出に係る手続の完了後に、当該委任状の還付を請求する権限を証する旨の記載がある場合は、還付に応じてよいか。

(答) 記載している場合はもちろん、記載がなくとも、請求者側の還付を求める意思が合理的に推測できれば、還付して差し支えない。この場合、請求書又は申出書に、委任状を確認後還付した旨を記録することが適当である。

(問8) 自動車販売会社が顧客の自動車の新規登録・変更登録等の手続のため、運輸局に対し顧客の住民票の写しを提出する必要がある場合に、自動車販売会社が顧客の住民票の写しを請求するときは、本人等請求の代理となり、住民票省令第6条第2号により委任状の提出が必要となるのか。

(答) 委任状の提出が基本となるが、やむを得ない理由により提示又は提出できない場合は、販売に係る契約書の写し等で委任関係が確認できれば、交付して差し支えない。

(問9) 施設等に入所しており、委任状を自署できず、かつ電話での対応も困難な請求者については、現に請求の任に当たっている施設職員の本人確認書類と施設職員である旨を明らかにする職員証を合わせて提示することにより、請求を受理してよいか。

(答) 代理権限を有する旨の心証形成が得られれば問題ない。必要に応じ、親族等に対し、施設入所、意思表示能力等について確認することも考えられる。

(問10) 住民票コードを記載した住民票の写し等について、代理人による請求があった場合には、代理人に対して直接交付せず、請求者の住所あてに「転送不要」等の取扱いで郵送することが適当ではないか。

(答) 望ましい対応である。

(問11) 国と委託契約を締結している事業者から、受託事業に関連して住民票の写し等の請求が行われることがあるが、公用請求には当たらず第三者による申出として取り扱ってよいか。

(答) お見込みのとおり。

(問12) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により住民票の写し等の交付の請求があった場合など、他の法令に基づく照会等により、住民票の記載事項を示すよう求められた場合には、これらの手続を法第12条の2に基づく請求とみなして取り扱うべきかどうか。

(答) 警察又は裁判所の職員等が、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、「捜査関係事項照会書」を持参して、住民票に記載されている情報の照会を行う場合などは、住民基本台帳法とは別異の手続によるものとして、各事案に適用される法令の解釈の問題として取り扱うことが適当である。

なお、刑事訴訟法第197条第2項に定める事務の遂行のために必要であるとしても、法第12条の2第2項に掲げる事項が記載された公文書により、住民票の写し等の交付を請求する旨が明らかな場合においては、法第12条の2の規定に基づく請求として取り扱われる。

(問13) 法第12条の2第2項第4号の「請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」とは、どのようなものが想定されるか。

(答) 「国又は地方公共団体の機関による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求における請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものの例示について」(平成18年10月4日付け総行市第135号)と同様なものと考えている。

(問14) 郵送での公用請求において、公文書の記載内容から現に請求の任に当たっている者について、本人である旨の心証形成が得られる場合には、別途職員証等の本人確認書類の写しは不要との取扱いであるが、具体的などのような公文書の記載があれば、このような取扱いによることができるのか。

(答) 公文書に現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名などが記載されていることにより、通常、職員証の書面上で明らかにされると見込まれる内容が公文書の中に表現されていると見ることができる場合である。別紙を参考とされたい。

(問15) 住民票省令第10条第1項に規定する「(法第12条の3)第4項第4号の事項を証する書類」とは具体的には何か。

(答) 具体的な事案如何により様々であるが、契約書や法令による添付書類等を示す文書の写しなどがあてはまる。

(問16) 住民票省令第10条第1項に規定する「(法第12条の3)第4項第4号の事項を証する書類」として、当事者間の契約書の写しではなく、一方当事者の側で作成した誓約書(債務者名・債務金額などを表示)、債権残

高明細表、伝票等は認められるか。

(答) この場合においては、申出者側に申出の対象者であるものに対する債権(請求権)があり、権利行使のため(正当な理由があるため)住民票の写し等が必要であることが合理的に推測できるのであれば、疎明資料として足りるものであり、交付して差し支えない。

(問17) 同窓会名簿の作成・更新のために行う住民票の写し等の申出は、法第12条の3第1項第3号の正当な理由として、認められるか。

(答) より具体的な請求事由を明らかにさせた上で、市町村において社会通念を踏まえ個別具体的に判断する必要がある。

(問18) 製品のリコールのために行う住民票の写し等の申出は、法第12条の3第1項第3号の正当な理由として、認められるか。

(答) 個別具体的な申出について、正当な理由と認められるかどうかの判断は、市町村長が行うものだが、個別の法令に基づく届出等の手続が行われていれば、義務を履行するために必要なものであり、一般的には正当な理由に当たる。

(問19) 法人が申出者となる場合に、申出書に求める法人の代表者印については、印鑑登録している法人印のみならず、通常使用される社印(角印)も含まれると考えてよいか。

(答) 差し支えない。

(問20) 住民票省令第11条第3号ロに規定する法人の主たる事務所の所在地を確認するための書類とは、具体的にはどのようなものがあるか。

(答) 事務所の所在地の記載のある社員証や登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証の写し等が考えられる。

(問21) 法第20条第5項の規定において準用する法第12条の2第2項第3号及び第12条の3第4項第3号によれば、戸籍の附票の写しの請求又は申出においては、請求又は申出対象者の住所を明らかにしなければならないのか。それとも、戸籍の表示を明らかにすれば足りる場合もあるのか。

(答) 請求又は申出対象者の戸籍の表示を明らかにすれば足りる。

(問22) 印鑑登録に際しても本人確認が必要と考えられるが、どのような方法で行うべきか。

(答) 住民票の写し等の交付における方法と同様の方法によることが適当である。

